

第 9 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和6年3月1日(金) 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 2時 54分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)
出席委員	24名 農業委員 1番 富田 正次郎 2番 杉戸 恵司 3番 山形 啓子 4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 6番 井田 秋雄 7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本 久美子 10番 星野 昭彦 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司 14番 今泉 芳雄 農地利用最適化推進委員 1番 金子 博一 2番 荻原 完一 3番 武 幸一 4番 木村 聡 5番 大澤 隆 6番 小菅 雄一郎 8番 丹羽 康博 9番 中村 耕一郎 10番 齊藤 克代 11番 深澤 憲司 [遅刻委員] 10番 星野 昭彦 [中座委員] [早退委員]
欠席委員	13番 矢内 鉄男 7番 高沢 良満 12番 太田 亮一
議事参与	5名 事務局長 新井 八寿代 主査 鳥井 貴史 次長 今泉 勝浩 係長 栗原 理笑子 主査 春原 純子
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 会期決定の件 日程第3 第33号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会処分 2件 第34号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請 について 委員会処分 1件 第35号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 7件 日程第4 第36号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に による諮問について 委員会処分 2件 日程第5 報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 2 時 00 分

議 長 これから総会を始めたいと思いますが、最初に事務局より議案書の内容の変更があるということでお話がありますのでよろしくお願ひします。

事 務 局 はじめに、議案書にある議事内容について、訂正及び変更がございますので説明をさせていただきます。

議案書の議事日程の日程第 6 ですが、日程第 5 の誤りですので訂正をお願いいたします。

第 3 3 号議案の受付番号 3 1 番と 3 2 番についてですが、譲受人が他市で所有をしている農地で耕作がされていない場所が確認され、農地法第 3 条第 2 項 1 号の全部効率利用の要件を満たしていないため、申請者に確認をしたところ、申請の取り下げがおこなわれました。

また、第 3 5 号議案の受付番号 4 8 番についてですが、申請後に設定人が亡くなったため、申請代理人に確認をしたところ、申請の取り下げがおこなわれました。

以上になります。

よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今から第 9 回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員 1 3 名、推進委員 1 0 名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第 2 6 条第 3 項の規程に基づき、4 番川口委員及び 5 番山形ちづ代委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第 2 「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日 1 日といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定をいたしました。

日程第 3 第 3 3 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、委員会処分が 2 件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願ひします。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号30番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

受付番号33番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。営農型太陽光発電の転用許可期間は、3年間でございますので、これを更新するため、3年に一度、許可期間終了前に申請するものとなります。

本件は、被設定人が設定人の農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

営農下部では使用貸借にて被設定人がブルーベリーの栽培を行っております。

営農状況といたしましては、ブルーベリーが植え付けされており、苗がややまばらでありましたが、剪定や下草等の管理がされておりました。

苗の生育について確認をしたところ、当初は水やりを制限して栽培を行う「ど根性栽培」という方法をとっていましたが、昨年の夏場の酷暑等気象の影響でブルーベリーの苗がだめになってしまったため、新たに苗を植え栽培方法を見直して栽培中で、2年後には少量ながらブルーベリーの収穫を始める見込みとのことでございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願います。

議長

続きまして、この件について2月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

7番農業委員

はい。

議長

はい。7番星野重彦委員。

7番農業委員

7番星野重彦でございます。2月26日に、9番中村推進委員と事務局2名と一緒に現地調査をして参りましたのでご報告いたします。第33号議案の受付番号30番につきまして、場所については、裏面の地図を見ていただきまして、現地は草が生えており耕作はされていないような状態でした。現地も耕作をしてもらい遊休状態が解消されればよいと思いますので問題はないかと思っております。

次に受付番号33番につきましては、場所については、地図を見ていただきまして、営農型太陽光発電の更新ということで、太陽光下部にはブルーベリーが植えられておりました。除草などの管理はされており、熱心に耕作をしていこうという様子が伺えましたので問題はないかと思っております。以上です。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

8番推進委員

はい。

議 長

はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員

受付番号33番について、ブルーベリーを栽培している人は会社員をしているということなのですが、農業もしているわけですか。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

非設定人の状況について、議案書には会社員と出ていますが、会社員をしながら年間150日以上営農を行ってございまして、兼業という形でやられている方となります。将来的には会社員を引退後、本格的にブルーベリーの農園を展開していきたいとのこと。以上です。

議 長

よろしいでしょうか。ほかにごございますか。

11番推進委員

はい。

議 長

はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員

11番推進委員深澤です。常時従事者の要件につきまして、150日以上耕作をしていることがありますが、会社員として働いているのであれば、ほぼほぼ休みの日は全部農作業に従事しないと150日はいかないんじゃないかなという気がするんですけども、例えば1日何時間以上とか、従事した日にちの条件というのはあるんですか。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

1日の中の従事する時間ですが、1日何時間以上耕作が必要とかの決まりはございません。あくまでも適切な耕作がきちんとなされているかどうかでの判断となります。

11番推進委員

要は耕作ができていれば、朝一回、水の管理等を行った時間が10分だけでもよいということですよ。

事 務 局

はい。

議 長

ほかにごございますか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第33号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第33号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第34号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

この計画変更申請につきましては、農地法の転用許可を受け、所有権の移転を受けた者が、転用行為を実行せず、かつ、許可取り消しが困難な場合に、必要となる手続きでございます。

受付番号5番の申請地につきまして、昭和55年8月に農地法第5条の許可を受けまして、転用許可前の所有者から当初の転用計画者に売買で許可が行われておりますが、計画していた事業が中止となったことから、許可取り消しではなく、受付番号47番について新たな申請人が露天資材置場用地として利用するため、計画変更申請が提出されたものでございます。

当初の計画では、当初計画者が一般住宅及び露天資材置場用地として利用する予定でしたが、その後亡くなってしまったため、当初予定していた計画が中止となってしまったということでございます。なお、当初計画者が所有していた土地に関しましては当初計画者の妹が相続にて取得しております。

なお、関連案件といたしまして、このあとご審議いただきます、第35号議案受付番号47番で露天資材置場用地として5条の農地転用許可申請もされております。

これは、申請地が農地のままであるため、こちらの5条許可の計画変更申請と併せて、新規の転用計画者による5条の許可申請も改めて必要となるものでございます。

農地法の運用上から、それぞれ2つの申請が提出されることとなりますが、ご審議いただく内容は同一のものとなります。

この第34号議案では、昭和55年8月に許可となっております、群馬県指令(中農)第2165号の計画を変更することについて、ご審議いただけますようお願いいたします。

議長

以上、事務局より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

11番農業委員

はい。

議長

はい。11番中島委員。

11番農業委員

11番中島です。当初の計画と変更後の計画とで面積が異なるのはなぜですか。

議 長 はい。事務局。
事務局 申請地につきまして、昭和55年8月に許可が出た後、昭和57年に土地改良法による換地処分がなされたため、当初の計画と変更後の計画とで地番と面積が変更されております。

11番農業委員 分かりました。
議 長 ほかにございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
第34号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が1件ございますが、本件を計画変更申請のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。
よって、第34号議案は計画変更申請のとおり承認されました。

日程第3 第35号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が7件ございます。

以上を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局
議 長
事務局

はい。議長。
はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)
まず、受付番号47番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されると思われまますので、基準を満たしていると考えます。

受付番号49番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地ではありますが、営農型太陽光発電設備の許可継続の取り扱いに沿った、一時的な利用を更新するものであり、基準を満たしていると考えます。

受付番号50番から54番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われまますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上48番を除く47番から54番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、この件について2月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

9番推進委員 はい。

議長 はい。9番中村推進委員。

9番推進委員 9番推進委員中村でございます。2月26日に7番星野重彦委員と事務局2名とで、現地調査をしてまいりましたので、ご報告させていただきます。まず受付番号47番ですが、先ほど事務局より話があったように、新里の大釜から南に入って300mほどのところなんですけど、申請地東側の宅地にはすでに資材が置いてありまして、申請地だけきれいになっている状況なので問題はないかと思えます。次に受付番号49番。場所は農地法第3条の規定による許可申請にもあったように、ブルーベリーを一生懸命やっていて、営農型太陽光の中ではきれいな方だと思われるので問題ないかなと思えます。次に受付番号50番ですが、場所は龍真寺のすぐ東側になるんですけど、隣が墓になっていて、きれいにはなっているんですけど、申請地だけ草がひどくて、生産性もなく家を建てるということなので問題ないと思えます。次に受付番号51番と52番ですが、場所は黒保根でして、現状見た限りは草が生えている状態で、太陽光にするには問題ないと思いました。次に受付番号53番ですが、場所は黒保根の医光寺のすぐ横でして、申請地の東側に木が生い茂っていて、その木が将来的には浸食してくるんじゃないかというところでした、太陽光にしてきれいにしてもらえれば問題ないかと思いました。最後に受付番号54番ですが、場所は沼田へ向かう道沿いで、すでに資材が置かれている状態でして、始末書が添付されておりますので問題ないかと思えます。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

(なしの声)

ないようですので、これより、質疑に移ります。ご質問は、ございますか。

5番推進委員 はい。

議長 はい。5番大澤推進委員。

5番推進委員 5番推進委員大澤です。受付番号51番から53番までの申請で譲受人の会社はどのようなことをしているのですか。

議長 はい。事務局。

会社の主な事業といたしましては、会社の履歴事項全部証明書にはインターネットを利用した映像及び音声に関するソフトウェアの配信等のほか、太陽光等の自然エネルギーを利用した発電システムの販売、設置となっております。

5 番推進委員
議 長

はい。分かりました。

ほかにありますか。

2 番推進委員
議 長

はい。

はい。2 番荻原推進委員。

2 番推進委員

2 番推進委員荻原です。太陽光の申請につきまして、将来的にはメンテナンスが必要となってくると思いますが、東京に本社を置く譲受人が器具の管理をどのようにしていくのかと思ひまして、そこを教えていただけますか。定期的に見回りにきてくれたりするのでしょうか。

議 長
事 務 局

はい。事務局。

こちらで分かる範囲ということになりますが、申請書には全国で太陽光の発電事業を展開しているとの標記がありまして、会社の履歴事項全部証明書には太陽光等の発電システムのメンテナンスも明記されております。

2 番推進委員

そうすると定期的にこちらに見に来ていただけるという認識でよろしいでしょうか。

事 務 局

発電システムのメンテナンスにつきましては詳細な内容を踏み込んで確認は行っておりませんが、会社の履歴事項全部証明書に入っている以上はやっていただけると認識しております。

2 番推進委員
議 長

分かりました。ありがとうございます。

ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第 3 5 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、委員会処分が 7 件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 3 5 号議案は許可相当として承認されました。

日程第 4 第 3 6 号議案「農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による諮問について」、委員会処分が 2 件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい、事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容等を朗読)

以上、利用権設定総括表1番及び2番について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、この件につきましても、2月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いします。

7番農業委員

はい。

議長

はい。7番星野重彦委員。

7番農業委員

第36号議案の1番と2番についてですが、場所につきましては、裏面の地図のとおりとなります。

現地調査の結果、1番から2番まで全てきれいに管理されておりました。今後もそれぞれ耕作をしていくとのことですのでよろしいのではないかと思います。以上です。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

これより質疑に移ります。ご質問はありませんか。

8番推進委員

はい。

議長

はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員

2番の借り手なんですけれども、この人はすでに農業をやっているのか、それともこれから就農するのか教えてください。

議長

はい。事務局。

事務局

2番の借り手ですが、みどり市ですすでに耕作を行っているという方で、みどり市に耕作状況を照会しましたところ、ちゃんと耕作が行われているとの回答をいただいております。

8番推進委員

それでは耕作要件の常時従事については問題ないということによろしいでしょうか。

事務局

問題ないです。

議長

よろしいでしょうか。ほかにありますか。

5番農業委員

はい。

議長

はい。5番山形ちづ代委員。

5番農業委員

2番の件ですが、地目が田となっておりますが、畑として利用するということなんですか。

議長

はい。事務局。

事務局

申請者に確認をしましたところ、ナスを栽培していきたいとのこと。

5番農業委員 分かりました。
議長 はい。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第36号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第36号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

日程第5 報告第15号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第15号「農地法第4条第1項第7号の規定による届け出」については、ございませんでした。

以上でございます

議長 今、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第15号について申請がないということで、よろしいでしょうか。

続きまして、報告16号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第16号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については1件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第16号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後 2 時 5 4 分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

4 番

5 番
